

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
会津若松市	若松南部地区（徳久）	令和3年3月17日	令和4年8月29日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	54.17 h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	50.14 h a
③地区内における10年後までにリタイヤ・規模縮小を希望する農業者の耕作面積の合計	3.33 h a
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.33 h a
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 （備考）	15.00 h a

2 対象地区の課題

<p>■人</p> <p>○集落における中心経営体は5経営体であり、後継者についても一定程度確保されている状況。</p> <p>○兼業農家も多く、営農継続の意向がある。</p> <p>○リタイヤ・規模縮小を希望する農業者の耕作面積に比べ、中心経営体が規模拡大を希望する面積が大きいことから、将来どのように集積を図っていくか協議が必要。</p> <p>■農地</p> <p>○市内南部の平坦地であり、耕作条件は良好。</p> <p>○主な作物は水稲であるが、特産物や園芸作物も栽培している。</p>
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>【10年後の農地利用の在り方に関する基本方針】</p> <p>○兼業農家については、可能な範囲で営農継続し、規模縮小やリタイヤをする際には集落内の中心経営体へと農地を貸し出すこととし、農地の集積を図っていく。</p> <p>○農地の貸借については、出し手と受け手での双方の意向を尊重しながら、農業委員会の利用権設定と農地中間管理機構を併用していく。</p>

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

①集落における中心経営体の農地集積の方針

- 現状の中心経営体が中心となって集落内の農地の集積を図り、地域農業の維持・継続を図っていく。
- リタイヤ・規模縮小を希望する農地については、集落内の中心経営体が協議しながら集積・集約化を進め、集落内の農地は集落内の農業者が担っていく環境を整える。

② 農地貸借に係る方針

- 兼業農家については、可能な範囲で営農を継続していただきながら、規模縮小やリタイヤを希望するタイミングで中心経営体への貸借を検討する。
- 現状どおり、農業委員会の利用権設定と農地中間管理機構を介した貸借を併用していくことで、出し手と受け手の意向を尊重しながら中心経営体への集積を推進していく。

③ 多面的機能支払制度への取り組みの継続

- 農地の多面的な機能を維持し、集落内農地を集落で守っていく意識の醸成のため、多面的機能支払制度に継続して取り組む。
- 組織体制や保全活動については、担い手だけでなく、将来的には集落全体で可能な範囲で協力をいただき、運営していく。